



7月30日は人身取引反対世界デー

国連は2014（平成26）年から7月30日を「人身取引反対世界デー（World Day against Trafficking in Persons）」と制定しました。

「人身取引の犠牲者の状況の啓発のため、彼らの権利の促進と保護のため」、全ての加盟国及び国連関連組織、その他の国際組織、市民社会に行動することを呼びかけています。

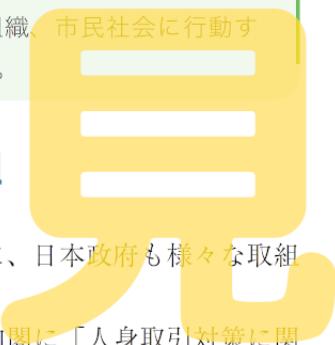
日本における取組

人身取引を根絶するために、日本政府も様々な取組を行ってきました。

2004（平成16）年には、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同会議において、「人身取引対策行動計画」が取りまとめられました。

この計画は、その後改定が重ねられ、現在は、「**人身取引対策行動計画2014**」が策定されています。

なお、2005（平成17）年には、「人身取引議定書」に定められた人身取引の全ての加害者を罰することができるよう、刑法等の一部が改正されました。



各府省庁における取組

人身取引に対する一般市民の認識を高めていくための啓発の取組は、各府省庁で実施されています。

例えば内閣府の「政府広報オンライン」(<http://www.gov-online.go.jp/index.html>) では「人身取引」のコーナーを設けて情報提供していますし、男女共同参画局では、毎年、「人身取引対策ポスター」を作成・配布しています。

警察庁は啓発映像「人身取引を撲滅するために！」（日本語、英語、タイ語）を作成し、ホームページ(<http://www.npa.go.jp/safetylife/index.htm#hoan>)で公開しています。

また、外務省では人身取引に対する日本の取組を紹介した英文のパンフレットも作成しています。



平成27年度「人身取引対策ポスター」
(男女共同参画局)